

「人権尊重の

まち鳴門」をめぐりて

〈部落差別と人権〉①

問 市教育委員会生涯学習人権課
市役所人権推進課

☎0888・6866・8803
☎0888・6844・1148

本市では、「すべての人の人権が尊重されるまち鳴門」の実現を目指して、学校教育および社会教育を通じて、人権教育を積極的に推進しています。そのなかでも、部落差別の解消を最重要課題として位置づけ、取り組んできました。しかし、多くの成果もある一方で、差別ピラの放置やインターネットによる差別書き込みなどによって、人間としての尊厳を踏みにじられるといった許すことのできない差別事象も発生しています。「差別意識は、自分とは、全く関係のないものだ」と思うのではなく、「差別意識は、誰もが持ち合わせているもので解消していかなければならぬものだ」という認識が大切です。

昨年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。そこで、今月から3回にわたって、市民一人ひとりが、今一度ともに考えることができるよう、「部落差別と人権」をテーマにQ&A方式で連載します。

Q1「部落差別」って何ですか。

A 日本には、特定の地域の出身であることなどを理由にして、結婚や就職などで不利な扱いを受けたり、差別的言動を受けたりするという問題を

正しく知ることが大切

があります。

このような地域は「被差別部落」と呼ばれ、この日本固有の人権問題は「部落差別」と呼ばれています。この差別は、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分的差別による差別意識がいまだに残っているために起きています。因習や偏見などにしづられず、全く根拠も理由もない差別を解消しようという努力が長い間なされてきています。

Q2「部落差別」は今の時代でもあるのでしょうか。

A 結婚差別や就職差別など、厳しい部落差別はいまだに

残っています。また、心ない差別落書きや差別発言などにより、かけがえのない人権が侵害されるといった事例も後を絶ちません。さらには、インターネットの普及により、匿名で個人や団体を誹謗・中傷し、人権を侵害するといった事例も増えており、むしろ悪質化・陰湿化してきています。そのような社会に不安を感じていること自体が、部落差別をはじめとする差別があるということなのです。

Q3「部落差別」について正しく知る方法には、どんな方法があるのでしょうか。

- A
- ① 人権に関する研修会・講演会などに積極的に参加する。
 - ② 人権啓発のDVDなどを鑑賞して学ぶ。
 - ※ 市教育委員会生涯学習人権課で貸し出しています。
 - ③ 新聞記事や図書館などの本をもとに調べる。
 - ④ 学校で人権問題について勉強する。
 - ⑤ 鳴門市人権文化祭の催し物に積極的に参加する。

自分ができる方法で、
正しく知る努力をしましょう。

2017年度 鳴門市人権地域フォーラム

「ひとごと」から「わがこと」へ
～自己をみつめ、語り、
人と人がつながる人権学習～

【日 時】 8月4日(金) 午後1時30分～

【場 所】 うずしお会館2階

【コーディネーター】

森口健司さん(松茂中学校教諭)

【内 容】 コーディネーターと3人のパネリストを中心に、会場の参加者も一緒に「人権」について語り合い、互いの人権意識を高めよう!

問 市教育委員会生涯学習人権課

☎0888・6866・8803

